

平成 22 年度第 1 回田辺市人権教育啓発推進懇話会

開催日時	平成 22 年 12 月 15 日 水曜日 午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分
開催場所	田辺地域職業訓練センター 3 階 大会議室
内 容	委員紹介 懇話会の趣旨について 会長及び副会長の選任について 田辺市人権施策推進計画の実績について その他
出席委員	安達委員、五井委員、西田委員、前田委員、坂本委員、芝本委員 古久保委員、小森委員、西畑委員、室谷委員、山下委員、中西委員 松場委員、真砂委員、中山委員、畑谷委員、石垣委員、志波委員 朝井委員 計 19 名
欠席委員	山田委員、家根谷委員、平野委員、清多委員、上森委員、嶮口委員 田ノ上委員、折戸委員、曾谷委員、二村委員 計 10 名
出席者	福田副市長、渡邊人権推進課長、葉糸参事、大久保主査
傍 聴	なし

事務局	開会にあたりまして、福田副市長よりご挨拶を申し上げます。
福田副市長	(副市長あいさつ)
事務局	委員及び事務局 自己紹介 懇話会の趣旨について 今回の人権教育啓発推進懇話会の趣旨についてご説明申し上げます。人権教育啓発推進懇話会設置要綱において、第 1 条には「本市における人権教育及び人権啓発の推進を図るため、田辺市人権教育啓発推進懇話会を置く。」とあり、第 2 条では「人権教育及び人権啓発の推進に関する基本的な方向や施策のあり方に関し必要な事項を審議し、その結果を市長に報告するものとする。」と定められていて、市長委嘱となっています。 具体的には、本日事務局から提案させていただきます田辺市人権施策推進計画に基づく平成 21 年度の『推進状況報告書』のご審議をお願いいたします。なお、過去においては、『田辺市人権施策基本方針』策定時には原案を答申いただいたり、『田辺市人権施策推進計画』についてご審議をいただいております。 任期につきましては要綱上の規定はございませんが、以前の当懇話会で 2 年任期の運用とさせていただくことを取り決めておりますので、従って平成 22 年度、23 年度の 2 年

	<p>とさせていただきます。</p> <p>また、会議の公開についてご説明申し上げます。</p> <p>『田辺市審議会等の会議の公開に関する指針』に基づき、当懇話会の内容も公開しております。つきましては、本日の会議録も市のホームページで公開となります。</p> <p>会長及び副会長の選任について</p> <p>次に、会長及び副会長の選任についてでございますが、設置要綱第4条に「懇話会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。」「会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。」とあります。互選でということですが、どのようにいたしましょうか。</p>
A委員	<p>事務局で腹案もっていませんか。</p>
事務局	<p>それでは、会長を志波委員、副会長を前田委員にお願いしたいと考えます。ご異議ございませんか。</p> <p>一同異議なし。</p>
会長	<p>ただ今、会長ということでご指名いただきました。私自身、意見を言うのは得意ですが、意見をまとめるというのは自信がございませんので皆様のご協力をいただきまして、進めてまいりたいと考えております。お馴染みの方もおられれば初めての方もおられますので、お一人1回は発言いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、要綱第5条に基づき、会長に議長をお願いいたします。</p>
会長	<p>田辺市人権施策推進計画の実績について</p> <p>はい、それでは田辺市人権施策推進計画の実績について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>田辺市人権施策推進計画の実績についての説明をする前に、初めての委員もいらっしゃいますので少し補足説明をさせていただきます。田辺市には、平成19年3月に策定した『田辺市人権施策基本方針』がございます。ここに本市の総合的な人権施策が示されております。第1章には“ どのような方向、状態に向かうべきなのか ” を、第2章には“ そのためには、どうすべきか ” を記載しており、第3章には人権問題の現状と課題について個別に記載しています。それから、平成21年2月に策定した『田辺市人権施策基本計画』は基本方針に基づいて具体的にどのようなことをしていくかをまとめたものとなっております。</p> <p>本日も審議いただきたいのは、この『田辺市人権施策基本計画』にかかる実績についてでありまして、皆様に実績の一覧表を事前に送付させていただいているところでございます。これらは全て一つの流れのなかでつながったものですので、その点ご理解を賜りたいと存じます。</p>

	<p>それでは、『田辺市人権施策推進計画に係る平成21年度推進状況報告書』の説明に入らせていただきます。まず1ページの【1. 推進するための条件整備】ですが、主なものを申し上げますと、「田辺市人権施策推進本部等の設置」ですが、昨年度も懇話会でいただいた意見を市長まで報告するとともに、関係各課にも通知して今後の施策に反映させていくこととなっています。「学習教材等の開発等」では、人権関係ビデオを購入するとともに、オリジナル人権啓発パンフレットを作成し関係機関に配布したところであります。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは委員の皆さまからご意見をいただきたいと思えます。発言の前に所属と氏名の発言をお願いします。</p>
A委員	<p>最初に、会長からB委員に会議の進め方等を確認していただけますか。</p>
B委員	<p>Bです。といいますのは、(私は視覚が不自由なので)過日、事務局より資料を直接頂戴したのですが、内容が膨大ですので重点項目部分に 印をつけていただきました。昨日、重点項目を再度確認していたのですが、内容としては平成21年度の活動実績のほか次年度へ引き続けていく政策等が載っております。(今日現在、12月と既に年度が経過しているので)膨大な資料でもあり限られた時間でもありますので、平成21年度の実績をどうこう議論するのではなく、その中から平成22年度の状況、平成23年度への課題について協議してはいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>懇話会の開催について大変遅くなりましたこと、誠に申し訳ございません。みなさまにお詫び申し上げます。</p> <p>さて今、B委員のご提案いただきました件についてですが、各施策は多数の関係各課が実施しておりまして、本日この場には平成22年度の現時点での進捗状況、平成23年度の展望等についての資料を用意しておりませんので、本日は平成21年度事業を基に意見をいただきたく存じます。</p>
会長	<p>年末も近くなってきての開催ということで、B委員の意見があったと思われます。事務局には、今後もっと早い時期に資料準備、開催いただいて意見を速やかに反映できるようにしていただきたいと思えます。</p> <p>ということで、B委員、よろしいですか？</p>
B委員	<p>結構です。</p>
会長	<p>それでは戻りまして、1ページから3ページまでの【1. 推進するための条件整備】のところで、何か意見はありませんか。</p>
C委員	<p>「田辺市人権教育啓発推進懇話会」の中に“人権標語を募集した”となっており、この標語募集自体、市民を巻き込み、大変良いことだと思いますし、決定された標語は市の啓発物品等にも掲載されて配布されているのも知っております。この標語をもっと市民に啓</p>

	<p>発していくということで、例えば市役所前の人権看板をこちらの標語に改装するとか、あるいは市民総合センター前に看板を設置するというのはどうでしょうか。</p>
事務局	<p>市としても大変良い標語が選ばれ、啓発物品等を通じて市民の皆さまに啓発しているところです。看板についてですが、予算の事や場所のこともありますので、一度検討させていただくことでよろしいでしょうか。</p>
C委員	<p>はい。</p>
会長	<p>他にご意見ありませんか。なければ、次に進みたいと思います。事務局、補足説明よろしくをお願いします。</p>
事務局	<p>3ページ中程から6ページの【2.人権の視点に立った行政の推進】です。これは各職場での人権の視点に立った取り組みを挙げています。6ページ下段に網かけをした「都市交流推進事業」がありますが、これは新規事業を意味するものです。参考までに、この事業は相模原市や堺市等と物流交流を進めていく政策であります。関係を深める上で人権に根ざした人的交流を最も大切にしていきたいという観点のものであります。</p>
D委員	<p>行政の中で人権教育をどのように進めていくのか、ということありますけれど、私が見落としているのかも知れませんが、例えば学校の中で起こった体罰、いじめ等はどこかに盛り込まれていますか。</p>
事務局	<p>17ページに「体罰やいじめの根絶」の名で挙げております。こちらは、【7.子どもの人権】という項でまとめた中にあります。いじめの件数等については、ただ今、事務局では把握できておりません。</p>
D委員	<p>学校現場での体罰やいじめの問題というのはなかなか解決しにくいという面があるのですが、その中で発生件数等がどのように推移しているかを知ることでバロメーターになるのではないかと思います。質問したところです。</p>
E委員	<p>今の発言に続いてですが、数値を出すことが直接発生件数を減らすには効力のないことかもしれませんが、やはり目安になるのではないかと思います。他の項目でも意見したいのですが、我々懇話会の委員には数値関係を明示いただいて、推移等を見せてほしいと思います。</p>
会長	<p>今の意見に対して、事務局お願いいたします。</p>
事務局	<p>子どもの人権に関しましては、いじめ・体罰は学校教育、虐待は子育て推進課となっております。これらの課では数値を把握していると思います。こちらの課と協議いたしまして、次回以降できる限り公表していくように取り組んでまいります。</p>

D・E委員	<p>お願いします。</p>
会長	<p>最初に事務局から説明があったように、当懇話会は全体の人権教育啓発を中心に意見を出し合うということで、細かく観ていくと全体が見えなくなる恐れもありますが、やはりある程度の数字や資料は見せていただきたい。それが今後の方向や貴重な意見につながると思いますので、事務局には尽力いただきたいと思います。</p> <p>他に質問はありませんか。なければ、私から一つ要望として意見させていただきます。3ページから5ページまで、各課の取り組みが「同上」となっています。4つの目標設定に対して、はたして全ての課が達成されたのかが気になるところです。各課で目標を2つ、3つ等に絞って実行していくのもいいのではないかと思います。</p>
事務局	<p>【2.人権の視点に立った行政の推進】は、ご承知のように4つの項目を挙げて取り組んでいるところです。項目の頭には 印を付けてチェックできるようにしておりますので、今後は各課に対して対応するところを 印にチェックして取り組むように指導してまいります。</p>
会長	<p>他に意見もないようですので、次に進みます。7ページからの【3.人権教育・啓発の推進】について。事務局、補足説明等ありますか。</p>
事務局	<p>この項につきましては、人権教育ということで、学校教育分野・社会教育（生涯学習）分野、人権啓発ということで、公民館や企業関係で取り組んでいただいている内容を挙げております。主なものは、「人を大切に作る教育の推進」、「公民館 地域別人権学習会」、「企業・各種団体等での人権啓発」等がございます。</p>
E委員	<p>企業の人権に関係してですが、私は『田辺市人権施策基本方針』素案を策定する際に、“労働者の人権”について載せてほしい旨を意見し、基本方針の15ページで“顧客や雇用者の人権を尊重し…”となったわけですが、実は40歳代からひきこもりをしている方と付き合うなかで、会社でのパワーハラスメントが原因だとわかりました。先でも申し上げましたが、こうした数値を公表していただきたいと思っています。具体的には、職場の安全基準違反数や労働基準法違反数などです。これらから労働者の人権についての推移を知り、人権を守る方法を考えていきたい。希望として意見しました。</p>
事務局	<p>田辺市内の全ての事業所を網羅してというのは難しいですが、商工振興課が事務局をしている「田辺市企業人権推進協議会」には多くの企業が加入されていますので、こうした数値の統計が出せるのか商工振興課と共に協議してまいりたいと思います。</p>
会長	<p>本懇話会に「田辺市企業人権推進協議会」からF委員が出席いただいていますので、F委員、何かご意見等ありませんか。</p>

F 委員	<p>企業側の統計は各社持っているでしょうが、労働者側からの統計というのはどうでしょうか、少ないのでは…。それと、企業内の各部署なりセクションで人権について考えるというより、企業全体としての人権、CSRを考えているところがほとんどではないでしょうか。ただ、弊社も「田辺市企業人権推進協議会」の一員ですので、こうした人権の取組をしていますというような報告はできるのではないかと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございました。突然指名してすみませんでした。労働者の人権ということは、この後で出る【４．相談支援体制の推進】にも関連してくるので、E委員の意見も考え併せて検討していければとも思います。</p>
G 委員	<p>教育啓発の推進ということで、世の中で良くみられる現象の方を取り上げていると思います。啓発パンフレット「気づきから広がるあかるいまち」をみますと、女性が男性から暴力を受けている絵になっています。最近、テレビで男性が女性から暴力を受けているのを見たこともあり、少数派、いわゆるマイノリティーの問題についても均衡のとれた教育啓発をお願いしたいと思います。</p>
事務局	<p>人権施策基本方針の第3章では、個別の人権課題ごとに列記していますが、そのなかにも“様々な人権”として、いわゆるマイノリティーの方々の問題を掲載しております。時代とともに新しい人権課題も発生し、またマイノリティーの人権についても議論されてきており、今後もアンテナを高くして取組を深めてまいります。</p>
会長	<p>田辺市人権擁護連盟として、こういった問題に対する取り組み等があればご意見願います。</p>
A 委員	<p>連盟として、できる限り人権啓発に取り組んでいきたいと考えており、未だ十分な議論を尽くしたとは言えませんが、「連盟だより」の発行や地方新聞紙に記事掲載を考えています。あらゆるものに人権が関係してきますので、市の取組とも協調して、とにかく人権啓発を頑張りたいと思います。</p>
H 委員	<p>私は連盟の役職について3年目になります。一理事としては障害者や高齢者、弱者を大切にする懇談会というのを続けてきました。関係機関や団体とともに3年間懇談を続けてきて、いろいろな話しも聞け、いずれ今後何かを提言できる機会が来るのではないかと考えています。今年初めて懇談会の委員になり、まだ上手く意見できませんが以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。やはり教育啓発を進める上で、知る・知らせるという部分が大切になってきますので、いろいろな場面で啓発していけるようにできればと思います。他に意見ございませんか、なければ次に進みます。</p>
事務局	<p>10ページから13ページの【４．相談支援体制の推進】についてです。市の各所管課で実施している人権に関する相談事業を載せているもので、主なものとしましては、「人権</p>

	<p>相談」等がございます。</p>
I 委員	<p>「登記・相続・人権相談」は市内各地域で相談回数が異なりますが、どうしてですか。</p>
事務局	<p>この事業は法務大臣に委嘱された人権擁護委員が実施されているもので、人権推進課が事務局をしております。相談回数の違いについてですが、これは市町村合併前からの地域特性が影響されております。合併後には各地域で回数を増やしたりと見直しをしたのですが、いろいろと地域の特性もあって現在の回数になっております。なお、人権擁護委員による相談は毎週火・木曜日には法務局常設相談として詰めており、また自宅や地域での相談にも取り組んでいただいております。</p>
I 委員	<p>人権擁護委員のみなさんも活躍いただいていること、今後も活躍いただけるようにと思い質問させていただきました。</p>
H 委員	<p>相談事業の中に「消費生活・市民相談」というのがあります。私は県の消費生活サポーターをしております、悪質商法や多重債務の問題で依然苦しんでいる方がいることを知っております。今日は持ってきておりませんが、こうした違法契約を断るシールがあり、ある市ではこれを条例で定めて全戸配布しています。万が一、悪質商法等で契約された場合にはこのシールを貼っているということで条例のもと優先的に解決されるという制度があるように聞いてます。こうした取組も知ってもらえたらと思います。</p>
事務局	<p>「消費生活・市民相談」は自治振興課の所管となっておりますので、今いただいた事例について報告してまいります。</p>
J 委員	<p>E 委員の労働者の人権と関係してきますが、労働者の相談ということで市内には“地評”という労働組合の集まった団体が相談事業をやっています。公的機関ではないので、本報告書に搭載するというのは無理ですが、こういった相談機関があるよというような情報提供をすればどうでしょうか。</p>
事務局	<p>具体的にはどういったかたちで情報提供すればいいか、J 委員の提案はございますか。</p>
会長	<p>公的機関ではないので、どのように情報提供していくかという点について事務局には一度検討していただくということで。相談体制については、田辺市には比較的というかいろいろ窓口が設けられているように思っています。ただ、市民がそれをどれだけ知っているのかというのが大切で、相談窓口を知らせるという取組については、まだまだ出来ることがあるのではないかと考えています。</p> <p>それでは、次に進んでいきたいと思えます。事務局、補足説明等お願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは13ページからの【5. 同和問題】をお願いいたします。なお、これ以降は各種人権課題ごとにまとめております。主なものを申し上げますと人権推進課で実施する「同</p>

	<p>和問題の啓発」がございました。</p>
会長	<p>意見がないようなので先に進みますが、これ以降は具体的人権課題の項目となっておりますので、気がついた時点で発言いただいても結構です。それでは先に進みます。</p>
事務局	<p>次は16ページまでの【6.女性の人権】をお願いいたします。こちらは人権推進課の課内室ということで男女共同参画推進室が設置されており、個別施策については「男女共同参画推進懇話会」で別途審議いただいているところです。</p>
会長	<p>はい、意見がないようなので先に進みます。</p>
事務局	<p>次は16ページから18ページまでの【7.子どもの人権】をお願いいたします。主なものを申し上げますと人権推進課で実施する「たなべ人権フェスティバル」等がございます。</p>
会長	<p>17ページの「体罰やいじめの根絶」のなかに“各学校の実情に応じてアンケート調査や…”と書いていますが、学校で統一したアンケート用紙がいいのではないかと思います。実際には個別か統一しているのかは知りませんが、事務局に申し上げておきますのでよろしくをお願いいたします。</p>
事務局	<p>わかりました。</p>
B委員	<p>子どもの人権については、小学校低学年よりもさらに低い年齢：3歳とか4歳の子どもたちが虐待されているということがあります。虐待するのは母親であったり父親であったり、あるいは父親の虐待を母親は見て見ぬふりをしたり、その逆であったりという背景があります。今、会長がおっしゃったように統一した学校の見解、様式が必要ではないかと思えます。学校の校長会・教頭会といった中で平成22年度にどう活かされているか、また平成23年度はどうなのか統一した考えが必要ではないかと思えますし、またそういった場に、出来れば我々懇話会の委員が参加できればとも思えます。いずれにしても、子どもの人権というのは小学校から中学校までではなくて幼稚園・保育所までの子どもの人権を考えた今後の取組が必要だと思えます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。さらなる努力をお願いするとの意見であったと思えますので事務局よろしくをお願いいたします。それでは次の【8.高齢者の人権】に進みたいと思えます。</p>
事務局	<p>18ページからの【8.高齢者の人権】についてです。こちらは主にやすらぎ対策課の所管となっております。主なものを申し上げますと「田辺市高齢者虐待防止ネットワーク委員会の開催」等がございます。</p>

A 委員	<p>ここに載っていないことですが、基本方針では“子どもの人権”があって“高齢者の人権”があってとなっております。人権擁護連盟では“青少年問題部会”という部会があり、青年という年代層も対象にしており、先ずは連盟の構成員にと呼びかけをしていこうと考えております。基本方針では“子どもの人権”があって“高齢者の人権”があってとなっておりますので、一言申し上げておきます。</p>
会長	<p>青年だけでなく青少年という層が、市の組織上、若干弱い部分もございます。そういうことを踏まえてスポットを当ててほしいということだと思いますので、事務局よろしく願いいたします。</p>
K 委員	<p>「緊急通報装置貸与事業」についてですが、これは希望すれば順調に貸与していただけてますか。といいますのは、予算の関係等でなかなか貸与していただけないということも聞いたことがあります。</p>
事務局	<p>手元に資料がございませんので、至急担当課に確認してまいります。</p>
会長	<p>それではその間、先に進みたいと思います。他に質問ございませんか。なければ、次の項目に移ります。事務局お願いします。</p>
事務局	<p>それでは21ページから24ページまでの【9. 障害者の人権】をお願いいたします。主なものを申し上げますと、「田辺市バリアフリー基本構想の推進」等でございます。</p>
会長	<p>バリアフリー整備計画の進捗状況は、別添資料として配られておりましたので、そちらもご確認ください。</p>
B 委員	<p>今の件について、一週間ほど前に県下の視覚障害者会長会議がありまして、その席で信号機の端にもう一つ信号機を付けようという提案がありました。どういうことかと申し上げますと、信号機の頭のほうに点字がついておりまして、それを触ってみると音声で信号機はどこに設置されているかを教えてくれるものです。今後、業者が営業に伺うとのことでした。</p> <p>さて、バリアフリー整備計画の4つのポイント（紀伊田辺駅整備、海蔵寺通り等の道路整備、文化会館・本庁舎・総合センターの建築物整備、信号機整備等の交通安全関係）は以前にみんなで点検をしました。バリアフリー整備計画進捗状況にありますように、諸々の施策が進んでいますが、より一層取組を進めていただきたく思います。4つのポイントの一つにバリアフリー対応信号機整備がありましたので、冒頭の話しをさせていただきました。</p> <p>個人的には、3機で240万円とのことで値段もそうですが、視覚障害者の方全員が点字を読めないなかで、信号機にある点字を触る方がどれだけいらっしゃるかどうか、不安に思うところがあります。いずれにしてもみんなが安全に渡れる信号機であってほしいと思います。以上です。</p>

会長	<p>ありがとうございました。障害者の声を十分に反映して取り組んでほしいということだと思います。B委員、そういう意見ととらえてよろしいですか。</p>
B委員	<p>結構です。</p>
事務局	<p>先の質問のあった「緊急通報装置貸与事業」についてですが、担当課に確認しましたところ、先ず貸与するための条件がございまして、例えば一人住まいの高齢者の方でなおかつ娘さんや息子さん等が同じ田辺市内に居住していないことなどです。しかしながら、これらの条件審査は申請時に窓口で確認しますので、受付をされていて後に却下となるようなことはないとの事です。先ほどの申請から貸与までが遅いという点ですが、申請があつてから業者とシステムを家屋に設置するのを以前は数件（4件程度）まとまってから実施していたとのことです。ですから、最初の申請をされた方は4件程度申請があるまで待っていただいていたようです。この部分が先ほどの意見の原因であるように思われます。</p> <p>担当窓口もこの意見については既に承知しておりまして、現在は申請があつた時点で単件ごとにシステム設置に伺っているとのことです。</p>
会長	<p>K委員、よろしいでしょうか。はい、それでは戻りまして、他にご意見はございませんでしょうか。</p>
A委員	<p>【9. 障害者の人権】に関係して一言要望です。私自身少し難聴でして、この会場（職業訓練センター）と青少年研修センターのマイク設備は非常に聴き取り難いです。議場のマイク設備や芳養公民館では良く聞こえました。私だけの問題かも知れませんが、同じように聴き取り難い想いをされている方もいらっしゃるのではと思っております。そういった事からも公施設へ設備の際には一度検討いただければと思っております。</p>
会長	<p>せっかくの施設なのでチェックをお願いしたい。以前、公施設の入口に置かれていた車のタイヤの空気が抜けていたということもありました。そういう事で、しっかりと設備、チェックいただけるよう要望としておきたいと思えます。</p> <p>それでは次にまいります。25ページから27ページまでの【10. 外国人の人権】【11. 感染症・難病患者等の人権】【12. 刑を終えて出所した人の人権】【13. 犯罪被害者等の人権】【14. インターネット等による人権侵害等の問題】【15. 様々な人権】を一括して審議したいと思えます。事務局お願いします。</p>
事務局	<p>はい、補足説明としましては【14. インターネット等による人権侵害等の問題】に「インターネット等による差別表現対応」事業がございまして、市には、インターネット等による差別表現に関する連絡を受けてはおりませんが、万が一、差別表現を発見または通報を受けた場合には、速やかに対応できるように対応マニュアルを作成しております。</p>
E委員	<p>【15. 様々な人権】に関連して。人権の基となる“平和”の問題、“いのち”というこ</p>

	<p>とからの自殺問題についてです。平和問題に関しては、『市民憲章』の4番目に、“人権を守り、たがいに助け合い、明るく平和な・・・”と平和と人権は切っても切れない関係であることは明確です。そういうことで、基本方針策定の際に「平和と人権」という項目も提起したこともあり、結局難しいということになりましたが、それはいいのですが、これをどうにか点検というようなかたちで、平和教育とかは無理でしょうか。公民館の学習会や学校教育では少し平和教育をやられているけれど、自主的に平和を考える会というのは少ない気がします。私自身具体的な案はありませんが、今後の課題として検討いただけないでしょうか。</p> <p>自死の問題については、できるだけ統計のようなものを入れていただいて、やはりみんな考えていくようにと思います。</p>
会長	<p>平和問題、自殺問題というのを今後の推進計画の中に何らか組み込んでほしいという要望ですね。事務局、よろしくお願いします。</p>
L委員	<p>【15. 様々な人権】に関わって、基本方針58ページに「環境と人権」という項目があります。基本方針の中では、“もったいない”という言葉キーワードに環境と平和という文章を起こしています。一方でこの部分に対応する推進計画では、「該当事業なし」で終わっていますが、“もったいない”や環境問題の啓発や取組等が全くないと解釈していいのか、新しく取り上げるものがないのかを教えてください。昨年度の懇話会でも、この部分は「該当事業なし」となっておりました。いろいろなところで環境問題について何らかの取組はしていると思いますが。</p>
事務局	<p>昨年度も確かに「該当事業なし」としておりました。「環境と人権」ということで公民館の学習会でも過去に実施してきたこともあったかと思えます。このことにつきまして、こちらの調書に載せるべきだと反省いたします。申し訳ございませんでした。また今後、環境課と協議してまいりたいとも思えます。</p>
会長	<p>せっかくなので、一般公募のM委員ご意見ございませんか。</p>
M委員	<p>先ほど、委員の皆さまからもご意見あったのですが、最近働く者の人権というのがちょっと守られてないのかなと思っております。私も心臓の内部障害をもっておりまして、前の話しですが、就職の際には身体障害者の枠で入り、雇用の面で配慮いただくこととなっていました。しかし、採用後は月100時間の残業で残業手当も出ず、交渉しましたが全く聞き入れてもらえずに退職となりました。そういうことで、【9. 障害者の人権】の中に「働く障害者の人権」という項目もあればと思っております。</p>
会長	<p>ありがとうございます。先ほども言いましたが、田辺市は相談体制が整っておりますのでそういった窓口を通じて、いろいろと改善していける場合もあると思います。やはり、相談窓口が広く認知されるように要望しておきたいと思えます。</p>

G委員	<p>先ほどの「環境と人権」の意見に関して、22ページの【9. 障害者の人権】の「ペットボトルリサイクル業務及び容器包装プラスチックリサイクル業務の委託」というのが載っておりますが、これが該当するのではないのでしょうか。</p>
会長	<p>「障害者の就労支援」ということで、どこまでを「環境と人権」として取り扱っていいのかと考えますが、「環境と人権」は範囲が広く難しいところでもあります。こういった意見があったということで事務局に伝えておきたいと思います。そういうことで、G委員よろしいですか。</p> <p>はい、時間も超過してまいりましたので、ここら辺で一応終わりとさせていただきます。たくさんの意見も出されましたが、今回、「情報不足、情報提供を」というのが課題となったように思います。そういうことで今後の話しですが、資料が配付されて目を通して、知りたいことが出てきた場合は事前に事務局に伝えて情報提供してもらおうという形でいかがでしょうか。次の懇話会ではさらに深い議論となればと考えています。</p>
事務局	<p>その他</p> <p>最初にも申し上げましたが、昨年度作成いたしました人権パンフレット「気づきから広がるあかるいまち」を啓発等でご活用いただく場合、これらで部数を用意させていただきますのでご連絡下さい。</p> <p>来年3月5日(土)に「人権を考える集い」ということで人権講演会を開催いたします。つきましては皆さまのご参加をよろしくお願いいたします。以上です。</p>
会長	<p>上手く進行できませんで、時間超過となり大変申し訳ございませんでした。次は来年度ということですが、来年度はもう少し早い開催を望みます。それでは、これもちまして終了とさせていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>貴重な意見をたくさんいただき、ありがとうございました。また、十分な答弁でないところもあり、申し訳ございませんでした。今後、人権全般に関しまして各担当課とも話し合いを進めましてよりよい人権施策を推進してまいりたいと思います。</p> <p>それでは閉会にあたりまして、副会長にごあいさつさせていただきたいと思います。</p>
副会長	<p>本日は長時間にわたりまして、率直な貴重な意見をいただきましてありがとうございました。また、来年度に向けて田辺市のよりよい人権施策の推進が出来ますように力を合わせてまいりたいと思います。ありがとうございました。</p>